

日光市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、日光市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、国際交流に関する諸活動を行い、市民相互の親善と国際理解を深め、もって住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協会の事務局を日光市観光経済部観光課内に置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

(事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海外都市との交流趣旨の普及、推進に関すること。
- (2) 海外都市との文化、経済、スポーツ等の交流推進に関すること。
- (3) 市民、団体、青少年等の国際交流の推進に関すること。
- (4) 在住外国人との交流及び生活相談等に関すること。
- (5) 国際交流団体及びボランティアの育成に関すること。
- (6) 国際文化の理解促進に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 協会の会員（以下「会員」という。）は、第2条の目的に賛同するすべての個人及び法人をもって構成する。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 第12条の規定に基づき設置する各部会の部会長 各1名
及び副部会長 各1名
- (4) 会計 1名

(5) 監事 2名

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定に拘らず、役員に欠員が生じたときは、役員の会議（以下「役員会」という。）において後任の役員を選出することができる。この場合において、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（名誉会長及び顧問）

第7条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、日光市長の職にある者とする。
- 3 名誉会長は、総会において意見を述べることができる。
- 4 顧問は、次の各号に定める者について会長が委嘱する。
 - (1) 日光市議会議長の職にあるもの
 - (2) 日光市選挙区の栃木県議会議員の職にある者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、役員会の推挙に基づき総会の承認を得た者
- 5 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じるものとする。

（役員職務）

第8条 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が前もって指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 部会長は、部会を統括し、担当する事業を遂行する。
- 4 会計は、協会の収入・支出を処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、総会において報告する。

（会議）

第9条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は会長が召集し、議長となる。
- 3 会議は、出席すべき人数の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立するものとし、議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 4 前項における委任状は、書面若しくは届出のある電子メールアドレスから電子メールにより提出されたものを有効とする。
- 5 第3項において可否同数の場合は、議長が決する。

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 4 総会において議決する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めたこと。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条の規定による役員をもって構成する。

- 2 役員会において議決する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 顧問の推挙に関すること。
 - (2) 事業計画の実施内容に関すること。
 - (3) 総会の議案に関すること。
 - (4) 補欠の役員を選出に関すること。
 - (5) 会員の資格の喪失に関すること。
 - (6) その他会長が必要と認めたこと。

(部会)

第12条 協会の事業の企画、運営のため、次の部会を置くことができる。

- (1) 多文化共生部会
 - (2) 姉妹都市部会
 - (3) イベント部会
- 2 各部会の部会長及び副部会長は、部会員の互選による。
 - 3 各部会の会議は、各部会長が、必要に応じて招集し、議長となる。
 - 4 各部会はそれぞれ次の事業を行う。
 - (1) 多文化共生部会は、国際交流の啓発、協会内部の調整及び姉妹都市以外の都市との交流に関する事業を行う。また、在住外国人の支援及びボランティアの育成等の事

業を行う。

- (2) 姉妹都市部会は、姉妹都市との交流全般に関する事業を行う。
- (3) イベント部会は、交流イベント等の事業を行う。

(広報委員会)

第13条 協会の広報等に関する事業を実施するため、広報委員会を置くことができる。

2 広報委員会に関する事項については、別に定める。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、市補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 会員は、次の会費を納入する。

- (1) 個人会員 1口 3,000円(年額)
- (2) 家族会員 1口 5,000円(年額)
- (3) 法人会員 1口 10,000円(年額)

2 個人会員については、満18歳になる年度までの年会費を無料とする。ただし、4月1日生まれの者については、前年度を基準とする。

3 第2項に該当する者以外で会長が必要と認める場合は無料とすることができる。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資格の喪失)

第17条 会員が次のいずれかに該当したときは、資格を喪失することがある。

- (1) 会費を納入しなかったとき。
- (2) 協会の名誉を著しく毀損したとき。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年5月11日から実施する。

附 則

この規約は、平成20年5月9日から実施する。

附 則

この規約は、平成21年5月15日から実施する。

附 則

この規約は、平成24年5月9日から実施する。

附 則

この規約は、平成27年5月17日から実施する。

附 則

この規約は、平成28年5月13日から実施する。

附 則

この規約は、平成30年5月18日から実施する。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から実施する。